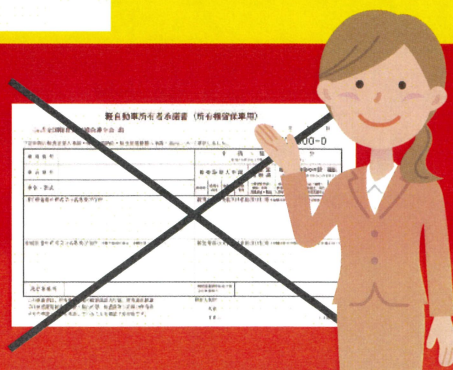


「軽自動車所有者承諾書」は システム化に伴い廃止されます!

廃止予定時期 **2025年7月**



例 所有権解除の手続きの流れ

現在

軽自動車所有者承諾書の場合

- 所有者は、クレジットの支払いが終了した使用者に対して所有者承諾書を交付する必要があります。

- 使用者は、当連合会事務所窓口に出向き、申請書類とともに、所有者承諾書を提出し、手続きを行います。



システム化後

システムの情報を共有

- 所有者は、クレジットの支払いが終了した使用者の「所有権解除情報」をシステム※に登録します。

- 使用者は、当連合会事務所窓口に出向き、手続きを行います。



令和7年7月1日より、
システム化により不要となります。

(所有権会社と軽自動車協会とのシステム上での確認となります)

※下記の書類が付いていた場合は、令和7年7月からは登録には不要となりますが、登録書類と一緒に軽協会へ提出して下さい。

発行者(控)

輕自動車所有者承諾書（所有權留保車用）

法人 全国軽自動車協会連合会 殿

令和 年 月 日

下記車両の検査証記入申請・検査証返納届・検査証返納後の申請・届出について承諾しました。

B-000000-0

車 両 番 号		申 請 ・ 届 出 区 分	
		(該当する項目を○で囲み、不要な項目は斜線で消す。)	
車 台 番 号		検査証記入申請 検査証返納届 検査証返納後の申請・届出 (返納確認書に譲渡印があるものを除く)	
車 名 ・ 型 式		所有者 使用者氏名 使用者住所 車両番号 一時使用中止・解体・滅失・用途廃止・輸出 解体・滅失・用途廃止・輸出 (所有者変更なし) 解体・滅失・用途廃止・輸出 (所有者変更あり) 所有者変更記録	
(旧)所有者の氏名又は名称及び住所		新所有者の氏名又は名称及び住所 (本欄不使用の場合、本欄全体に斜線を引く)	
(2枚目に押印)		見本	
旧使用者の氏名又は名称及び住所 (本欄不使用の場合、本欄全体に斜線を引く)		新使用者の氏名又は名称及び住所 (本欄不使用の場合、本欄全体に斜線を引く)	
発 行 事 務 所		印鑑登録都府県地区名及び会員番号	

この承諾書は、所有権留保車の検査証記入申請、検査証返納届又は検査証返納後の申請・届出の際、検査証等に記載の所有者がその申請・届出を承諾していることを確認する書面です。

持參人住所

氏名

TEL